



特許証
(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第6303075号
(PATENT NUMBER)

発明の名称
(TITLE OF THE INVENTION)

バルブユニット用断熱材保護カバー

特許権者
(PATENTEE)

大韓民国、38123 キョンサンブクード
キョンジュンシ カムポーウブ ノドンギル、
33
国籍 大韓民国
トン イン エンジニアリング カン
パニー リミテッド

発明者
(INVENTOR)

キム、グクス

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

特願2017-540757

出願日
(FILING DATE)

平成28年 1月13日 (January 13, 2016)

登録日
(REGISTRATION DATE)

平成30年 3月 9日 (March 9, 2018)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成30年 3月 9日 (March 9, 2018)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

宗像直子



特許証送付先

住所

〒162-0826

東京都新宿区市谷船河原町9番地1 NBC

アネックス市谷ビル6階

氏名

新保 斉

様

特許権設定登録通知書

特許番号 第6303075号

登録日 平成30年 3月 9日

出願番号 特願2017-540757

出願日 平成28年 1月13日

請求項の数 10

納付年分 第 3年分まで

受領金額 12,300円

受領日 平成30年 3月 5日

重要

特許料の納付について

- 特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年について所定の特許料の納付が必要です。
なお、**第4年分以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願いします。**

この通知を保管し、右側の特許料納付期限日の表で納付期限を確認してください。（自動納付制度もありますので、特許庁ホームページを参照してください。）

- 第4年以降の各年分の特許料は、登録日の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。
- 納付期限日までに納付できなかったときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができます。
- 追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要です。
- 追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- 特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ

<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>

特許料納付期限日

納付年分	納付期限日
第4年分	平成33年 3月 9日
第5年分	平成34年 3月 9日
第6年分	平成35年 3月 9日
第7年分	平成36年 3月 9日
第8年分	平成37年 3月 9日
第9年分	平成38年 3月 9日
第10年分	平成39年 3月 9日
第11年分	平成40年 3月 9日
第12年分	平成41年 3月 9日
第13年分	平成42年 3月 9日
第14年分	平成43年 3月 9日
第15年分	平成44年 3月 9日
第16年分	平成45年 3月 9日
第17年分	平成46年 3月 9日
第18年分	平成47年 3月 9日

（注）納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

問い合わせ先 審査業務課登録室
電話 03(3581)1101(代表)
特許担当 内線 2708



TSUBAME

Tsubame Patent Attorney Firm

INVOICE

6F. NBC Annex Ichigaya Bldg., 9-1, Ichigaya-funagawara-machi,
Shinjuku-ku, Tokyo 162-0826 Japan
Tel: +81-3-6265-3737 Fax: +81-3-6265-3738
E: info@spatent.com

INVOICE # S1804470

DATE: Mar05, 2018

PAYMENT REQUESTED BY Mar31, 2018

HOWON International Patent & Law Office

4F, Duk Am Building, 950-5,
Bangbae2-dong, Seocho-gu,
Seoul 137-845 Republic of Korea

Your Ref: PX1707JP/DI

Our Ref: C17655W-JP

Payment of registration fees and 1st to 3rd
year annuities for Japanese Application
No. 2017-540757
(Applicant : DONG IN ENGINEERING
CO., LTD.)

Attorney Fees	JPY	20,000
Official Fees	JPY	12,300
(1st-3rd year's Maintenance fee)		
{JPY2,100+(10 claims at JPY200/claim)}		

TOTAL DUE THIS INVOICE JPY 32,300
(USD 317)

PAYMENTS CAN BE MADE DIRECTLY THROUGH PayPal(R) (details supplied on request) OR
BANK OF TOKYO-MITSUBISHI UFJ LTD., AOYAMA BRANCH, SAVINGS ACCOUNT,
ACCOUNT 608-4571705, TSUBAME PATENT ATTORNEY FIRM SHIMBO ITSUKI.

Swift Code: BOTKJPJT Please bear the bank transfer fees.

Bank Address: 5-1-22 Minami-Aoyama, Minato-ku, Tokyo 107-0062 Japan

Bank Tel: +81-3-3409-3211

**Please note: we are unable to accept payment by cheque*

**Please include our invoice number when remitting payment.*

For internal use:

